**特別養護老人ホームサルビア荘**

**指定通所介護事業運営規程**

**第１章　事業の目的と運営の方針**

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人赤堀・東福祉会が開設する特別養護老人ホームサルビア荘（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、介護保険法の主旨に従って、利用者の意志及び人格を尊重し、通所介護計画に基づいて必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図るよう支援します。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（事業所の名称及び所在地等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

一　名　称　　　特別養護老人ホーム　サルビア荘

二　所在地　　　群馬県伊勢崎市国定町２丁目２３４５番地

**第２章　従業者の職種、員数及び職務の内容**

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

一　管理者　１人（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）

　事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

二 看護職員　３人（常勤兼務２人、非常勤兼務１人）

　　　　検温、血圧測定等を行うほか、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行います。

三　介護職員　１０人（常勤４人、常勤兼務２人、非常勤４人）

　　　　利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行います。

　四　機能訓練指導員　　４人（常勤１人、常勤兼務２人、非常勤兼務１人）

　　　　日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

五　生活相談員　３人（常勤１人、常勤兼務２人）

　　　　利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

**第３章　営業日及び営業時間と定員**

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとします。

一　営業日　　　　　　月曜日から土曜日までとします。ただし、１２月２９日から１月３日までを除く。

二　営業時間　　　　　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

三　サービス提供時間　午前９時００分から午後４時３０分までとする。

　　　　　　　　　　　　ただし、利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではありません。

（利用者の定員）

第６条　事業所の利用定員数は、１日５０名とします。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

**第４章 　設備及び備品等**

（食堂）

第７条 事業者は、利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

（機能訓練室）

第８条　事業者は、利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

（相談室）

第９条　事業者は、利用者に対する指定通所介護に供するための相談室を設けます。

（その他の設備）

第10条　事業者は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えます。

**第５章　同意と契約**

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第11条　事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

（受給資格等の確認）

第12条　事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

**第６章　サービスの提供**

（通所介護の内容）

第13条　事業者は、通所介護計画に基づいて、必要とされる入浴介助、食事提供、アクティビティ等を実施します。

（サービスの取り扱い方針）

第14条　事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲喚起しながら支援します。

２　サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

３　事業者は、サービスを提供するに当たって、その通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

４　事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

５　事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

６　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、通所介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

（通常の事業実施地域）

第15条　通常の事業の実施地域は、伊勢崎市赤堀地区、東地区及びその他隣接する地区（三和町、波志江町、豊城町、本関町、日乃出町、境上淵名、境下淵名、太田市大久保町、大原町、新田上中町、みどり市笠懸久宮）を区域とします。

（利用料及びその他の費用）

第16条　通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

２　事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

３　事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用者の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

４　第１項利用料及び第２項費用等については、関係市町村から利用者負担減免確認証の交付された者が対象サービスを利用する際に支払う利用者負担額の４分の１（老齢福祉年金受給者は２分の１）を減免するものとする。

５　事業者は、前２項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

　一　通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎に要する費用

　二　食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）

　三　おむつ代

　四　その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

６　サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

（利用料の変更等）

第17条　事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

２　事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

**第７章　留意事項**

（食事）

第18条　通所介護利用中の食事は、特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取していただきます。

（喫煙）

第19条　喫煙は、事業所内の所定の場所に限ります。なお所定の場所以外は禁煙にご協力をいただきます。

（飲酒）

第20条　通所介護利用中の飲酒は厳禁です。

（衛生保持）

第21条　利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

（禁止行為）

第22条　利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

　一　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

　二　けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

　三　事業所の秩序、風気を乱し、安全衛生を害すること。

　四　指定した場所以外で火気を用いること。

　五　故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

（利用者に関する市町村への通知）

第23条　利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

一　正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

　二　偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

**第８章　従業者の服務規程と質の確保**

（従業者の服務規程）

第24条　従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を尊守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

　一　利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

　二　常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

　三　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

（衛生管理）

第25条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し、研修を行います。

２　従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

（従業者の質の確保）

第26条　事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

（個人情報の保護）

第27条　事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

２　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

３　事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

４　事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

５　事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

**第９章　緊急時、非常時の対応**

（緊急時の対応方法）

第28条　従業者は、利用者の病状に急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

（事故発生時の対応）

第29条　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

２　事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

（非常災害対策）

第30条　事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

２　事業者は、防火管理者を選任します。

３　防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとします。

４　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、サルビア荘はこの計画に基づき、毎年９月及び３月に避難及び救出その他必要な訓練を行います。

（業務継続計画の策定等）

第31条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

**第10章　その他**

（地域との連携）

第32条　事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

（勤務体制）

第33条　事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

２　利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

３　事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

（記録の整備）

第34条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします

２　事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から５年間保管するものとします。

（苦情処理）

第35条　事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

２　事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

３　事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、群馬県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、群馬県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

（掲示）

第36条　事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

（協力医療機関等）

第37条　事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

２　事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

（虐待防止に関する事項）

第38条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一　虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

二　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

三　その他虐待防止のために必要な措置

２ 事業所は、指定通所介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第39条　事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（その他）

第40条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附　則　　この規程は、平成12年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成12年11月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成13年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成13年11月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成15年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成17年３月28日から施行する。

附　則　　この規程は、平成17年10月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成18年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成30年８月１日から施行する。

附　則　　この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、令和元年10月１日から施行する。

附　則　　この規程は、令和２年１月１日から施行する。

附　則　　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則　　この規程は、令和６年６月１日から施行する。

　 第１６条関係

別　紙

１．通所介護サービス費

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 項　目 | 金　　額 | | | 備考 |
| 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 基本料金 | 要介護１ | 668円/日 | 1,335円/日 | 2,002円/日 |  |
| 要介護２ | 788円/日 | 1,576円/日 | 2,364円/日 |
| 要介護３ | 913円/日 | 1,826円/日 | 2,738円/日 |
| 要介護４ | 1,038円/日 | 2,075円/日 | 3,112円/日 |
| 要介護５ | 1,164円/日 | 2,328円/日 | 3,492円/日 |
| 加　　算 | ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅰ | 23円/日 | 45円/日 | 67円/日 |
| 入浴介助加算Ⅰ | 41円/日 | 81円/日 | 122円/日 |
| 入浴介助加算Ⅱ | 56円/日 | 112円/日 | 168円/日 |
| 個別機能訓練加算Ⅰイ | 57円/日 | 114円/日 | 171円/日 |
| 中重度者ケア体制加算 | 46円/日 | 92円/日 | 137円/日 |
| 科学的介護推進体制加算 | 41円/月 | 81円/月 | 122円/月 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | 算定した単位数の1000分の92に相当する単位数 | | |
| 送迎減算 | | 48円/日 | | |

２．その他の費用

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 料金の種類 | 金　　　額 | 備考 |
| 食事の提供に要する費用  （おやつ代含む）  サービス延長  レクリエーション等  取消料（キャンセル料） | ７００円/日    　 １００円 （１６時３０分より１時間）  　実費（材料代等）  　５００円 |  |

**特別養護老人ホーム　サルビア荘**

**指定訪問介護事業運営規程**

第１章　事業の目的と運営の方針

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人赤堀・東福祉会が開設する特別養護老人ホームサルビア荘（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、介護保険法の主旨に沿って、利用者等の意志及び人格を尊重し、訪問介護サービス計画に基づき、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（事業所の名称及び所在地等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

　　１　名　称　特別養護老人ホーム　サルビア荘

　２　所在地　群馬県伊勢崎市国定町２丁目２３４５番地

第２章　従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

一　管理者　１人（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）

　事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

二　サービス提供責任者（介護福祉士）　１人（常勤職員、訪問介護員を兼務）

　　　　事業所に対する訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。

三　訪問介護員等 ４人

　　　　　（介護福祉士）　　　　非常勤　３人

　　　　　（２級課程修了者）　　非常勤　１人

訪問介護の提供に当たります。

第３章　営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

　一　営業日　月曜日から土曜日までとします。ただし、１２月２９日から１月３日までを除く。

二　営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとします。

ただし利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではありません。

第４章　同意と契約

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第６条　事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

（受給資格等の確認）

第７条　事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第５章　サービスの提供

（訪問介護の内容）

第８条　指定訪問介護の内容は次のとおりとします。

一　身体介護

二　生活援助

　三　通院等のための乗車・降車の介助

（サービスの取り扱い方針）

第９条　事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

２　サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

３　事業者は、サービスを提供するに当たって、その訪問介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

４　事業者は、従業者がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

５　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、訪問介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

（通常の事業実施地域）

第10条　通常の事業の実施地域は、伊勢崎市赤堀地区、東地区及びその他隣接する地区（三和町、波志江町、豊城町、本関町、日乃出町、境上淵名、境下淵名、太田市大久保町、大原町、新田上中町、みどり市笠懸久宮）を区域とします。

（利用料及びその他の費用）

第11条　指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とします。

２　事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

３　通常の事業の実施地域を越えた地点から訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を利用した場合の交通費は、事業所からのキロ数に応じて１キロメートル５０円を徴収する。

４　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

５　第１項利用料第２項費用等については、関係市町村から利用者負担減免確認証の交付された者が対象サービスを利用する際に支払う利用者負担額の４分の１（老齢福祉年金受給者は２分の１）を減免するものとする。

（利用料の変更等）

第12条　事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

２　事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第６章　従業者の服務規程と質の確保

（従業者の服務規程）

第13条　従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を尊守し、業務上の命 令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

　一　利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

　二　常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

　三　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

（衛生管理）

第14条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行います。

２　従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

（従業者の質の確保）

第15条　事業者は、従業者の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備　し、研修を行います。

　一　認知症の利用者への対応及びケア

　二　食事介助

　三　入浴介助

　四　排泄介助

　五　移動介助

　六 清拭及び整容

　七　口腔ケア

（個人情報の保護）

第16条　事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

２　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

３　事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

４　事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

５　事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第７章　緊急時、非常時の対応

（緊急時の対応）

第17条　従業者は、利用者の病状に急変が生じた場合や、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

（事故発生時の対応）

第18条　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに県、市町村及び利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

２　事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

（非常災害対策）

第19条　事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

第８章　その他

（地域との連携）

第20条　事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

（勤務体制等）

第21条　事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

２　事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

３　従業者は、身分を証する書類を携行し、必要に応じて提示します。

（記録の整備）

第22条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

２　事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から５年間保管するものとします。

（苦情処理）

第23条　事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

２　事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

３　事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、群馬県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、群馬県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

（虐待防止に関する事項）

第24条　事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一　虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

二　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

三　その他虐待防止のために必要な措置

２ 事業所は、指定訪問介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第25条　事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画の策定等）

第26条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他）

第27条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附　　則　　この規程は、平成12年４月１日から施行する。

附　　則　　この規程は、平成13年４月１日から施行する。

附 則 　 この規程は、平成15年４月１日から施行する。

附　　則 この規程は、平成17年３月28日から施行する。

附　　則 この規程は、平成17年10月１日から施行する。

附　　則 この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　　則 この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　　則 この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　 則 この規程は、平成25年１月１日から施行する。

附　 則 この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　 則 この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　 則 この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　 則 この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　　則 この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　　則 この規程は、平成30年８月１日から施行する。

附　　則 この規程は、令和元年10月１日から施行する。

附　　則 この規程は、令和２年１月１日から施行する。

附　　則 この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　　則 この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　　則 この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　　則 この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　　則 この規程は、令和６年６月１日から施行する。

別表

（第１１条関係）　利用料及びその他の費用

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 項目 | 金額 | | |
| 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 身体介護が中心である場合 | 20分未満 | 167円/回 | 333円/回 | 500円/回 |
| 20分以上30分未満 | 250円/回 | 499円/回 | 748円/回 |
| 30分以上1時間未満 | 396円/回 | 791円/回 | 1,186円/回 |
| 1時間以上 | 579円/回 | 1,158円/回 | 1,737円/回 |
| 生活援助が中心である場合 | 20分以上45分未満 | 183円/回 | 366円/回 | 549円/回 |
| 45分以上 | 225円/回 | 450円/回 | 674円/回 |
| 身体介護の後に生活援助を利用した場合 | 身体介護利用後  20分以上45分未満 | 316円/回 | 631円/回 | 947円/回 |
| 身体介護利用後  45分以上1時間10分未満 | 382円/回 | 764円/回 | 1,146円/回 |  | | |
| 身体介護利用後  1時間10分以上 | 449円/回 | 897円/回 | 1,345円/回 |  | |
| 通院乗降介助 |  | 99円/回 | 198円/回 | 297円/回 |  |
| 加　　算 | 初回加算 | 205円/回 | 409円/回 | 613円/回 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅱ | 算定した単位数の1000分の224に相当する  単位数 | | |

**特別養護老人ホームサルビア荘**

**介護予防・日常生活支援総合事業における**

**第１号通所事業運営規程**

**（事業の目的）**

第１条　社会福祉法人赤堀・東福祉会が開設する特別養護老人ホームサルビア荘（以下「事業所」という。）において実施する伊勢崎市介護予防・日常生活支援総合事業における第１号通所事業（指定介護予防通所介護相当サービス）（以下「通所介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が、要支援状態等にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

**（運営の方針）**

第２条　通所介護相当サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　通所介護相当サービスの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

**（事業の運営）**

第３条　通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

**（事業所の名称及び所在地等）**

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　特別養護老人ホームサルビア荘

（２）所在地　　伊勢崎市国定町二丁目２３４５番地

**（従業者の職種、員数及び職務内容）**

第５条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤職員・併設施設施設長と兼務）

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所介護相当サービスの実施に関し事業所の従業者に対し厳守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）生活相談員　３名（常勤職員１名、常勤兼務職員２名）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

（３）看護職員　３名（常勤兼務職員２名、非常勤兼務職員１名）

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

（４）介護職員　１０名（常勤職員４名、常勤兼務職員２名、非常勤職員４名）

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

（５）機能訓練指導員　４名（常勤職員１名、常勤兼務職員２名、非常勤兼務職員1名）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う

**（営業日及び営業時間）**

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

（２）営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

（３）サービス提供時間

午前9時00分から午後4時30分までとする。

（４）延長サービス時間

午後4時30分から午後5時30分までとする。

**（利用定員）**

第７条　事業所の利用定員は１日５０名とする。

**（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）**

第８条　事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

**（受給資格等の確認）**

第９条　事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認することができる。

**（内容及び利用料等）**

第10条　通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、伊勢崎市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額の支払を受けるものとする。

（１）生活相談

（２）健康状態の確認

（３）日常生活動作の機能訓練

（４）食事の提供

（５）入浴

（６）レクリエーション

（７）送迎

２　前項各号に掲げるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

（１）利用者の希望により指定介護予防通所介護等に通常要する時間を超えて通所介護等を提供する費用

１時間につき１００円

（２）食事の提供に要する費用（おやつ代含む）

１日につき７００円

（３）おむつ代

実費

（４）日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用

実費

３　前項各号に掲げる費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

**（通常の事業の実施地域）**

第11条　通常の事業の実施地域は、伊勢崎市赤堀地区、東地区及びその隣接する地区（三和町、波志江町、豊城町、本関町、日乃出町、境上淵名、境下淵名、太田市大久保町、太田市大原町、新田上中町、みどり市笠懸町久宮）の区域とする。

**（サービスの利用に当たっての留意事項）**

第12条　利用者は、通所介護相当サービスの提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

通所介護相当サービス利用中の食事は、特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取するものとする。なお、事業所内は禁煙とし利用中の飲酒は厳禁とする。

**（禁止行為）**

第13条　利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

　一　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

　二　けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

　三　事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

　四　指定した場所以外で火気を用いること。

　五　故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

**（従業者の服務規程）**

第14条　従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を尊守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

　一　利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

　二　常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

　三　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

**（衛生管理）**

第15条　事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し、研修を行う。

２ 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

**（個人情報の保護）**

第16条　事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

２　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

３　事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

４　事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

５　事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

**（緊急時等における対応方法）**

第17条　従業者は、通所介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

**（非常災害対策）**

第18条　事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

２　事業者は、防火管理者を選任します。

３　防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとします。

４　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、この計画に基づき、年２回定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。

**（苦情処理）**

第19条　事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

２　事業者は、提供した通所介護相当サービスに関し、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

３　事業者は、提供した通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して、群馬県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、群馬県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

**（虐待防止に関する事項）**

第20条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業者は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

**（身体拘束等の原則禁止）**

第21条　事業所は、通所介護相当サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

**（業務継続計画の策定等）**

第22条　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

（１）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

（２）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

**（その他運営についての留意事項）**

第23条　事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設け、勤務体制を整備する。

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。

５事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から５年間保管するものとします。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

この規程は、平成30年８月１日から施行する。

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

この規程は、令和元年10月１日から施行する。

この規程は、令和２年１月１日から施行する。

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年６月１日から施行する。

第１０条関係（別　紙）

利用料

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 項　　目 | 金　　額 | | |
| １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
| 基本料金 | 要支援１ | 1,824円/月 | 3,647円/月 | 5,470円/月 |
| 要支援２ | 3,672円/月 | 7,344円/月 | 11,015円/月 |
| 加算 | サービス提供体制加算  （要支援１） | 90円/月 | 179円/月 | 268円/月 |
| サービス提供体制加算  （要支援２） | 179円/月 | 357円/月 | 536円/月 |
| 運動器機能向上加算 | 229円/月 | 457円/月 | 685円/月 |
| 科学的介護推進体制加算 | 41円/月 | 81円/月 | 122円/月 |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 算定した単位数の1000分の92に  相当する単位数 | | |

その他の費用

|  |  |
| --- | --- |
| 料金の種類 | 金　　　額 |
| 食事の提供に要する費用  （おやつ代含む）  サービス延長  レクリエーション等  おむつ代    取消料（キャンセル料） | ７００円/日  　 １００円 （１６時３０分より１時間）  　実費（材料代等）  　 実費  ５００円 |

**特別養護老人ホームサルビア荘**

**介護予防・日常生活支援総合事業における**

**第1号訪問事業運営規程**

**（事業の目的）**

第１条　社会福祉法人赤堀・東福祉会が開設する特別養護老人ホームサルビア荘（以下「事業所」という。）において実施する伊勢崎市介護予防・日常生活支援総合事業における第１号訪問事業（指定介護予防訪問介護相当サービス）（以下「訪問介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等（以下「従業者」という）が、要支援状態等にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

**（運営の方針）**

第２条　訪問介護相当サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　訪問介護相当サービスの提供にあたっては、従業員は、要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

**（事業の運営）**

第３条　訪問介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

**（事業所の名称等）**

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　特別養護老人ホームサルビア荘

（２）所在地　　伊勢崎市国定町二丁目２３４５番地

**（職員の職種、員数及び職務の内容）**

第５条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤職員・併設施設施設長と兼務）

管理者は、事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）サービス提供責任者　１名（常勤職員、訪問介護員を兼務）

サービス提供責任者は、訪問介護計画等の個別サービス計画の作成及び説明を行うほか、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

（３）訪問介護員等　４名（非常勤職員４名）

訪問介護員は、訪問介護相当サービス計画に基づき訪問介護相当サービスの提供に当たる。

**（営業日及び営業時間）**

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

（２）営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

（３）サービス対応時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

（４）連絡体制

電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

**（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）**

第７条　事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

**（受給資格等の確認）**

第８条　事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認することができる。

**（内容及び利用料等）**

第９条　訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、伊勢崎市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額の支払を受けるものとする。

（１）身体介護

（２）生活援助

２　前号各号に掲げるもののほか、次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護相当サービスに要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から１ｋｍにつき５０円の支払いを受けるものとする。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

**（通常の事業の実施地域）**

第10条　通常の事業の実施地域は、伊勢崎市赤堀地区、東地区及びその他隣接する地区（三和町、波志江町、豊城町、本関町、日乃出町、境上淵名、境下淵名、太田市大久保町、太田市大原町、新田上中町、みどり市笠懸町久宮）の区域とする。

**（従業者の服務規程）**

第11条　従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を尊守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

　一　利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

　二　常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

　三　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

**（衛生管理）**

第12条　事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し、研修を行う。

２ 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

**（個人情報の保護）**

第13条　事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

２　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

３　事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

４　事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

５　事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

**（緊急時等における対応方法）**

第14条　従業者は、介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

**（苦情処理）**

第15条　事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

２　事業者は、提供した訪問介護相当サービスに関し、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

３　事業者は、提供した訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して、群馬県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、群馬県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

**（虐待防止に関する事項）**

第16条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業者は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

**（身体拘束等の原則禁止）**

第17条　事業所は、通所介護相当サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

**（業務継続計画の策定等）**

第18条　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護及び指定介護予防訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

２　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

**（その他運営についての留意事項）**

第19条　事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設け、勤務体制を整備する。

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。

５　事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から５年間保管するものとします。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

この規程は、平成30年８月１日から施行する。

この規程は、令和元年10月１日から施行する。

この規程は、令和２年１月１日から施行する。

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年６月１日から施行する。

別表

（第９条関係）　利用料及びその他の費用

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 項　目 | 金　　額 | | |
| 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 介護予防訪問介護費（Ⅰ） | | 1,201円/月 | 2,402円/月 | 3,602円/月 |
| 介護予防訪問介護費（Ⅱ） | | 2,402円/月 | 4,797円/月 | 7,195円/月 |
| 介護予防訪問介護費（Ⅲ） | | 3,806円/月 | 7,611円/月 | 11,416円/月 |
| 加　　算 | 初回加算 | 205円 | 409円 | 613円 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅱ | 算定した単位数の1000分の224に  相当する単位数 | | |